

仕 様 書

- 1 業務名
広島市西部リサイクルプラザの吸収冷温水機保守点検業務
- 2 業務場所
広島市西部リサイクルプラザ
広島市西区商工センター七丁目7番2号
- 3 空調機械設備機種型式（保守点検対象機械機種型式）及び台数

品 名	型 式	台 数
日立吸収冷温水機	HAU-FH60CXP	2基
冷却水管理装置マイガード	EB-811SC	2基

4 業務実施要領

- (1) 空調機械設備保守点検業務実施要領
受注者は、別表の保守点検業務実施要項書に基づき、設備が効率的に安全かつ円滑な運転ができるよう業務を行うものとし、これに係るランプ、ヒューズ等の軽微な部品の交換は、受注者の負担とする。
- (2) 冷却水管理装置保守点検業務実施要領
受注者は、以下の業務を行う。
 - ① 冷却水管理装置点検（5月）
 - ② 採水検査 年5回（5月～9月に各1回）
 - ③ レジオネラ菌検査 年2回
 - ④ 5月から9月の期間において、冷却水洗浄剤の溶液量を確認し、必要に応じて薬剤を補充すること。
 - ⑤ 上記の作業を行うために必要な工具類並びに清掃、点検、注油に必要な消耗品は、全て受注者の負担とする。なお、部品及び消耗品等については適正なものを使用すること。
- 5 本業務を行うために要する費用のうち、電気及び水道に要する経費は、発注者がこれを負担するものとする。また、施設の使用及び業務の遂行に当たっては、「広島市環境マネジメントシステム」の運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。
- 6 受注者は、設備の安全かつ良好な運転状態を維持するため、熟練した従業員を従事させ、設備の故障等のため発注者から連絡があったときは、直ちに正常な状態に修復、整備しなければならない。
- 7 業務の実施にあたっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。
- 8 受注者は、業務終了後、すみやかに業務実施報告書を発注者に提出し、発注者の履行確認のために検査を受けるものとする。
- 9 受注者は、業務を行うにあたっては、施設が公共施設であることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 10 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めることとする。

保守点検業務実施要項書				
項目	作 業		内 容	
	冷 房		暖 房	
冷暖房切替調整※4又は5月・10又は11月	1	総合外観点検	1	総合外観点検
	2	電気機器絶縁抵抗測定	2	電気機器絶縁抵抗測定
	3	冷房切替操作	3	暖房切替操作
	4	燃焼装置作動点検	4	気密確認
	5	抽気機能点検	5	溶液サンプリング分析
	6	インヒビタ調整	6	燃焼装置点検調整
	7	気密確認	7	運転調整
	8	運転調整	8	保護リレー回路及び温調計の点検、調整
	9	保護リレー回路及び温調計の点検、調整	9	冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔点検
	10	冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔点検	10	冷却塔槽内及び槽内ストレーナ清掃
	11	冷却塔槽内及び槽内ストレーナ清掃	11	温水のPH測定
	12	冷水、冷却水のPH測定		
冷暖房中間点検※8月・1月	1	運転状況確認	1	運転状況確認
	2	溶液量、冷媒量確認及び調整	2	気密確認
	3	気密確認	3	燃焼装置点検
	4	燃焼装置点検	4	保護リレー回路及び温調計の点検、調整
	5	保護リレー回路及び温調計の点検、調整	5	冷温水ポンプ点検
	6	冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔点検	6	温水のPH測定
	7	冷水、冷却水のPH測定及び電気伝導度測定		
その他	消耗品の交換（遠隔監視装置バッテリー）			